

減免認定システム（申請書作成支援ツール）

減免認定システムとは・・・

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく賦課金減免制度の認定申請書を作成することができるツールです。ツールの使用に関して、費用負担はございません。また、これまでの申請書作成に比べてメリットがありますので、積極的なご利用をお願いします。



減免認定システムのメリット

その1 入力サポート！

- 次の入力サポート機能が、申請書作成を支援します。
 - 郵便番号による住所検索
 - 「標準産業分類に基づく事業の名称」をキーワードで検索
 - 郵便番号、法人番号の桁数指定

その2 自動チェック！

- 次の自動チェック機能を利用でき、修正対応を省力化できます。
 - 申請書必要事項の入力漏れ
 - 原単位：当該事業の原単位、四事業年度変化率、原単位の対前年度比
 - 電気の使用量の按分結果：一つの事業所で複数事業を実施している場合の申請事業における電気使用量

その3 データ活用！

- 作成した申請が申請基準・優良基準に適合しているかを自動で判定します。
- 申請者情報や過去の原単位・受付番号等がツールに保持されるため、入力データは次年度の申請書作成時に活用できます。前年度申請書の確認や再入力の必要はありません。また、原単位の4事業年度平均変化率の算出に必要な過年度の原単位も、再入力が必要なくなります。

*1

さらに・・・

- 局からの補正指示があった場合、メールでお知らせいたします。
- 様式が更新されているかのチェックや、ダウンロードといった作業は不要になります。
*2
- 専用のPCは必要なく、申請書作成担当者のPCで作成可能です。*3

*1:平成29年度の申請書作成には過年度の原単位等を入力が必要です。

*2:本システムは申請書の作成を支援するもので、提出をするためのものではありません。提出は従来通り、紙で経済産業局へ行ってください。

*3:インターネットに接続できるPC(ウェブブラウザ(Internet Explorer、Google Chrome等)の他に、新たなアプリケーションをインストールする必要はありません。)

減免認定システムの使用の流れ

- 申請者情報の登録から、審査結果の確認までをシステム上で行うことができます。

Step1	WEBサイトにアクセス	■ 制度WEBサイトに掲載されているURLよりシステムにアクセス
Step2	ユーザー登録	■ 次の内容の申請事業者情報を入力します。 ■ 名称、法人番号、代表者氏名・役職等、ユーザーID、届出担当者、連絡先 等)
Step3	申請書作成	■ システムにログインし、申請事業・事業所の情報を入力します。 ■ 入力する情報は申請様式第1表から第4表の内容です。
Step4	印刷	■ 申請書を作成したのち、印刷し、「確認依頼」を押下します。 ■ 印刷した申請書に代表者印を押印して下さい。
Step5	書類添付	■ 「賦課金に係る特例の認定申請書類チェックリスト」に基づき、必要書類について部数を揃えて添付してください。
Step6	提出	■ 本社所在地を管轄する経済産業局宛てに提出します。 ■ 平成29年度の申請書提出期間は平成29年11月1日から30日までです（30日17時必着です）。
Step7	状況確認	■ 疑義や要修正箇所がある場合、提出先の経済産業局よりシステムを通じて修正依頼等があります。
Step8	審査結果確認	■ 認定可否、減免率等の審査結果がシステムに登録されます。 ■ 認定通知書は従来通り紙面にて通知されます。

関連するウェブサイト

- ・なっとく！再生可能エネルギー

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/index.html

- ・減免認定手続

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei_genmei.html

問合せ先

- 減免認定申請ヘルプデスク エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社

メールアドレス：genmen-sec@mri-ra.co.jp

電話：03-6705-6563（平日9：30～17：30）

※ヘルプデスクへのお問い合わせは可能な限りメールでお願いします。